



ご紹介手数料率について

- ・ 求人者から徴収する手数料については下記手数料表（消費税を除く）のとおりです

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 【期間の定めのない雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 30% 【期間の定めのある雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 30% 手数料負担者は 求人者 とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 0 円 活動 1 日あたり 10,000 円 成功報酬 職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後 1 年間で支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 40% 手数料負担者は求人者とします。

- ・ 求職者から手数料は徴収致しません
- ・ 消費税は含まれておらず別途加算されます

求職者が退職した場合のご紹介手数料返金について

- ・ 求職者が採用決定後に自己都合により退職した場合は、ご紹介手数料を返還致します。

- ① 入社日から 1 ヶ月以内で退職した場合、ご紹介手数料の 80% を返還
- ② 入社日から 2 ヶ月以内で退職した場合、ご紹介手数料の 50% を返還
- ③ 入社日から 3 ヶ月以内で退職した場合、ご紹介手数料の 20% を返還